

島田市男女共同参画推進条例のあらまし

目的(第1条)

定義(第2条)

基本理念(第3条～第8条)

- ・男女の人権の尊重
- ・社会における制度又は慣行についての配慮
- ・政策等の立案及び決定における男女共同参画の機会の確保
- ・家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立
- ・国際的視野の下での推進
- ・互いの性の尊重及び生涯にわたる健康への配慮

市の責務
(第9条)

市民の責務
(第10条)

事業者の責務
(第11条)

市民団体の責務
(第12条)

地域における推進
(第13条)

教育の場における推進
(第14条)

性別による権利侵害の
禁止(第15条)

公衆に表示する情報の
表現への配慮(第16条)

基本施策(第17条～第24条)

行動計画 進ちょく状況の公表 調査及び研究
 情報提供及び広報活動 男女共同参画の日
 研究機関等との連携 事業者の協力
 苦情及び相談の申出

推進体制(第25条～第28条)
 男女共同参画推進委員会

男女共同参画社会の実現

7月30日 男女共同参画の日

(第21条)

明治9年7月30日、浜松県公選民会の代議
 人選挙において、日本で初めて女性が投票を
 しました。



この選挙では、満16歳以上の戸主が有権者となっていたため、女性も投票をしました。

この時の投票用紙は、一部現存しており、当時の横岡村・嶋村などで多くの女性が投票していたことが分かりました。

投票用紙
 (静岡県立中央図書館所蔵)

こうした歴史を踏まえ

島田市では7月30日を

「男女共同参画の日」と決めました。



島田市

男女共同参画推進条例

(概要版)

平成19年7月30日施行



明治9年浜松県選挙の様子(イメージ)

島田市役所 企画部企画課

島田市中央町1-1

電話 0547-36-7121

ホームページ: <http://www.city.shimada.shizuoka.jp/>

みんなが暮らしやすいまちづくりを目指します。

私たちの明日を
この条例で変えていくんだよ！



条例のポイントです！

市は、男女共同参画を推進するための施策を総合的に策定し、実施します。(第9条)

市民は、家庭・地域・職場・学校などあらゆる分野で男女共同参画を推進しましょう。(第10条)

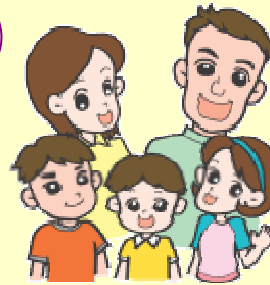
事業者は、職場と家庭が両立できるよう、就労環境の整備に努めましょう。(第11条)

市民団体は、男女がともに責任を担い、活動する機会を増やしましょう。(第12条)

それぞれの立場で
男女共同参画を進めます。



互いの人権を
尊重しよう
(第3条)



どんな親しい間柄でも、侮辱されたり、無視されたら悲しいですね。

相手を尊重すれば、自分も尊重されます。お互いの個性や能力を大事にしましょう。

男女がともに社会
活動や意思決定に
参画しましょう。
(第5条)



夫の名前で妻が会合に参加したり、男性ばかりの会議で女性が意見を言えなかったりしたことはありませんか？

自分の意思をもって、積極的に参画していきましょう。

固定的な役割意識
をなくそう
(第4条)



昔は、性別で決まっていると思っていたことも、思い込みだったと気づくことはありませんか？

たとえば、消防士になる女性、育児を楽しむ男性など性別にとらわれない生き方をする人が増えています。

家庭生活と
他の活動の両立
(第6条)



仕事中心の生き方を社会全体で考え直してみませんか？

仕事も大切、家庭も大切。バランスよく暮らしましょう。(地域活動、趣味、学習などあらゆる活動を！)

実現には、一人ひとりの理解と協力が必要です。